

日本ケミカルバイオロジー学会会則

2006年5月9日 施行

2008年5月19日 改正

2009年5月19日 改正

2017年6月8日 改正

2020年6月23日 改正

2024年6月29日 改正

第1条 本会は、日本ケミカルバイオロジー学会(Japanese Society for Chemical Biology)という。

第2条 本会は、ケミカルバイオロジーに関する研究・教育を推進し、我が国におけるケミカルバイオロジー研究の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、学術集会の開催、学術情報の共有化、その他前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

第4条 本会の会員は正会員、学生会員、賛助会員とする。

- 正会員はケミカルバイオロジーに関する研究に従事、またはこれに関心をもつ個人であって、本会の目的に賛同し、定められた入会届を提出し入会金を納めた者をいう。
- 学生会員はケミカルバイオロジーに関する研究に従事、またはこれに関心をもつ大学等に学生として籍を有する個人で、本会の目的に賛同し、定められた入会届を提出した者をいう。学生としての籍を失った時を持って、入会金を納め正会員への移行手続きを行うものとする。
- 賛助会員は本会の目的に賛同し、定められた賛助会費1口以上を納める個人または団体をいう。

第5条 会員は本会の行う諸事業に参加し、本会の発行するメール等会員向け情報の配布を受けることができる。

第6条 本会に世話人をおき、うち1名を学会会長、1名を年会長、若干名を幹事、2名を会計監事、1名を事務局長とする。

1. 学会会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 年会長は学会年会を開催する。
3. 幹事は学会会長による会務の遂行を補佐する。
4. 会計監事は会計を監査する。
5. 世話人は世話人会を構成し、本会に関する諸事項を審議する。
6. 事務局長は本会の事務を総轄する。

第7条 学会会長、幹事、会計監事、事務局長の任期は2年とし、世話人の互選により選出する。再任は2回まで(最長6年)とする。年会長の任期は1年とし、世話人の互選により選出する。

第8条 会長経験者として本会の発展に寄与した者を名誉会長として招聘し、本会の運営等に助言を求めるものとする。

第9条 本会は必要に応じて各界の著名な研究者若干名を顧問として招聘し、本会の運営等に助言を求めるものとする。顧問の候補者は前年度末(3月31日)の時点で満65歳に達している者とする。

第10条 年会長や幹事などの役職経験者で本会の発展に貢献があった者を名誉会員として招聘し、本会の運営等に助言を求めるものとする。名誉会員の候補者は前年度末(3月31日)の時点で満65歳未満の者とする。

第11条 事務局は学会会長を助け、本会の運営にあたる。事務局所在地は細則に定める。

第12条 本会は原則として年1回総会を開き、会務を協議し、議決する。総会は学会会長が招集する。

第13条 会員として入会しようとする個人または団体は、細則に定められた手続きに従って申込み、学会会長の承認を得なければならない。正会員は、入会金1,000円を納めるものとする。賛助会員は、入会金は不要だが、年額一口以上(一口30,000円)の会費を納めるものとする。正会員の年会費は無料とする。

第14条 会員は学会会長に届け出て脱会することができる。世話人会で理由をあげて本会の会員として適当でないとい決議された会員は、学会会長によって脱会させられる。

第15条 会員は年1回会員情報更新を行う。

第 16 条 本会は、その事業の円滑な実施をはかるため、委員会をおくことができる。

1. 委員会の設置又は解散は、総会の議決による。
2. 委員会に関する本定款に定める以外の規定については別に定める。

第 17 条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 18 条 本会則の施行についての細則は別に定め、その変更は世話人会の議決を経る。

第 19 条 本会則の変更ならびに本会の解散は総会の議決を経る。

第 20 条 本会則は、2006 年 5 月 9 日より施行する。